あかりのいえなみ協定

（目的）

１．この協定は、Co.マチ黒瀬地内の屋外照明に関する規定を設けることで、夜間の景観向上を図り、もって資産価値の維持、向上に寄与することを目的とする。

（対象区域）

２．本協定の対象区域は㈱OSCAR J.J が富山市より開発行為の許可を受けた富山市指令建指第 H29 開発 051 号の開発区域内とする。

（屋外照明装置の設置義務）

３．対象区域内の土地所有者は、建築工事完了後 1 年以内に以下の屋外照明装置を設置しなければならない。

（イ） 下記の照明器具（同等品含む）を道路より 5m 以内に 1 基以上設置する。

（ロ） イの照明器具には下記の自動点滅器付タイマー（同等品）を連動させる。

推奨品　　照明器具　パナソニック XLGE500YLK

自動点滅器付タイマー　パナソニック EE4518※

（照明器具の点灯義務）

４．３記載の照明器具は日没より午後 9 時までの時間帯は常時点灯するものとする。尚、点灯に要する電気料金は設置者が負担するものとする。

（色温度の指定）

５．３の照明器具のほか、屋外に設置する照明（ポーチ灯、アプローチ灯、勝手口灯など）については色温度が 3500K（ケルビン）以下のものとする。

注：3500K 以下＝温白色、電球色　　白色、昼白色、昼光色などは不可

（違反者に対する措置）

６．本協定に違反する者に対しては、対象区域の施設維持管理会が発足するまでは㈱OSCAR J.J が、発足以降は施設維持管理会が是正勧告をおこなうものとする。是正勧告を受けたものは速やかに本協定の内容に合致するよう措置を講じなければならない。

平成 30 年 2 月制定